

平成 21 年第 2 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 21 年 2 月 17 日午後 1 時 30 分から、稲城市役所 6 階 603 会議室において、平成 21 年第 2 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野	好江
稲垣	弘子
伊勢川	岩根
中田	中
松尾澤	幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤和秀幸
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	川崎 寿治
指導主事	今田 敏弘
指導主事	玉野 麻衣
学校給食	小沢 太平
共同調理場所長	
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 「協議事項」
- (5) 日程第 5 「報告事項」

委員長 ただ今から、平成 21 年第 2 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第 1. 本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

会議録署名委員については、委員長指名といたしたいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

次に日程第 2. 「会期の決定」についてをお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決しました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第 3. 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長〔行政報告〕

学校教育課

1. 第4次稲城市特別支援教育就学相談について
2. 平成 21 年 1 月分不登校による欠席児童・生徒数について
3. インフルエンザ疾患による臨時休業措置状況について
4. 就学入園通知書の発送について
5. 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 教育研究奨励事業について
5. その他の事業について
6. 教育相談関係について
7. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

1. 平成 20 年度給食調理数について

2. 「給食主任会」の開催（第5回1月期）について

生涯学習課

1. 社会教育活動の振興について
2. 青少年委員関係について
3. 青少年育成地区委員会関係について
4. 成人式関係について
5. 芸術文化活動の振興について
6. 稲城ふれあいの森関係について
7. 文化財の保護と普及について
8. 生涯学習推進事業について
9. 学校施設コミュニティ開放事業について
10. 放課後子ども教室支援事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. 社会体育施設管理運営について
3. 学校等開放について市民体育大会関係について
4. スポーツ教室について
5. 体力づくり運動推進事業について
6. 市立公園内運動施設管理運営について
7. その他について

文化センター課

1. 公民館主催事業の実施状況について
2. 児童館における事業の実施状況について
3. i(あい)プラザ建設事業について
4. 利用統計について

図書館

1. 図書館協議会について
2. 杉山亮ものがたりライブについて
3. iプラザ図書館開設準備会について
4. 中央図書館行事について
5. 城山体験学習館について
6. 中央図書館維持管理運営業務（平成20年第3四半期）モニタリングについて
7. 図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4.協議事項「平成21年度中央図書館休館日の変更案について」を議題といたします。

図書館長より説明をお願いします。

図書館長 平成21年度中央図書館休館日の変更について、ご説明いたします。

変更する施設は、中央図書館でございます。

変更をする日につきましては、21年11月23日の勤労感謝の日を翌日の11月24日の火曜日に変更ということです。

もう1点につきましては、3月22日月曜日、春分の日を振りかえ休日として翌日の3月に23日火曜日に振りかえるということでございます。

変更の趣旨でございますけれども、図書館の休館日は稲城市立図書館運営規則で定められており、中央図書館では休館日である第4月曜日においては、祝日でも規則どおり休館しております。

しかし、通常祝日開館をしております中央図書館においては、利用者の方が、休館日に当たる祝日においてもかなり多くの方が来館されております。そういったことから、平成21年度は試行的に祝日と第4月曜日が重なった場合、これが11月23日の勤労感謝の日と3月22日月曜日の春分の日を振りかえ休日としてございますけれども、開館して翌日の火曜日に休館するというので、利用者の利便を図っていきたくて考えております。

周知につきましては、変更した休館日は、利用者に配布する図書館カレンダーに反映させ、ホームページ等でもPRを徹底してまいります。

なお、第一図書館、第二図書館、第三図書館、第四図書館とiプラザ図書館につきましては、休館日は規則どおりの運用となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

中田委員。

中田委員 第一から第四の図書館についてはそのままというのは、どうしてなのか。一斉に行ってもいいのではないかとも思うのですが。

委員長 図書館長。

図書館長 第一から第四図書館につきましては、通常も祝日は休館日ですので、この日だけ開館するという事は混乱が生じますので、通常、祝日開館しておりませんので、このように変更はしないということで対応したいと思っております。

委員長 よろしいですか。通常どおりということになります。

他にはございませんか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
それでは、この件につきまして事務局案のとおり承認するという
ことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 はい。それでは、事務局案のとおり承認されました。
お願いいたします。

次に、日程第5. 報告事項です。

本日の報告事項は6件です。

まず、教育部長から「平成21年度教育委員会予算の概要について」を
お願いいたします。

教育部長、お願いします。

教育部長 お手元に資料はお配りしていませんが、去年の11月、教育委員会
において、それぞれの課から予算要求ということで出させていただきました。
その結果、教育委員会の予算要望は50億程度と見積りまして、今年よりも
だいぶ増えたのですけれど、庁内で政策会議というのがありまして、
そこで8回ほど協議をいたしまして、市の全体の予算の中で市教育委員会
の予算もまとまってきたということでございます。

実際に21年度の市の予算でございますけれども、当初予算が269億
8,800万円ということで、前年度の当初予算に比しまして6億8,000万円、
パーセントにして2.6%伸びております。その他にも、まだ特別会計と
いうのが全部で8会計ございまして、全部を足しますと来年度の稲城市
の予算が489億4,500万円というようになってきます。その中で、教育委
員会の予算がどうなっているかということでございますけれども、21年
度の教育委員会の予算総額は46億4,792万円ということでございまして、
前年度よりも2億3,533万円、パーセントにしまして5.3%伸びておりま
す。

主な伸びとそれから減額になったものですが、まず、20年度に
比べて減ったものは、第三小学校の体育館改修がございました。これが
1億8,500万円です。それから、七小の増築が、工事が完成しましたので、
これが2億1,900万円、そして第六中学校の校舎の買い取りがございま
した。これが今年が2億8,700万円ということで、21年度の予算からは6億
9,100万円減りました。

21年度になりまして、どれが増えたかということでございますけれど
も、第六小学校の体育館改修、これが1億9,800万円増えました。続きま
して、第一中学校の体育館改修、これが1億8,400万円。それから、第四
文化センター、この工事が1年延びたのですけれども、これが1億8,700

万円ということでした。

それで、次にiプラザが今年の10月に開館します。そのための運営経費が3億600万円ということですので、それから、向陽台が屋上防水が5,000万円ということですので、21年度に増えた金が9億2,500万円、そして20年度に減ったお金が6億9,100万円ということで、都合2,300万円ほど増えたということですので。

この大きな事業の他にもまだ幾つか増えたものがありまして、例えば中央文化センターホールの改修工事があります。これは、緞帳ですとか、つりひもが大分古くなりました。そういったものも取り替えさせていただきたいと思っております。

図書館では夏休みに第一から第四までの各分館、その開館時間を朝1時間早めまして午前9時から開館します。それから、夕方は午後6時までということで、午前午後、1時間ずつ開館を延ばします。そのための臨時職員さんの賃金が若干ございます。

それから、子ども読書推進計画などが伸びてまいります。

そして、就学相談委員会の開催でございますけれども、今年までは9月から2月まで毎月1回、年6回行っておりましたけれども、21年度からは5月から2月まで毎月1回、計10回を予定しております。これは、相談件数が大分伸びたりしておりますので、そんなところの対応をしていきたいということですので。

あとは、幼稚園の、就園奨励費の補助の増額ですとか、それから幼稚園の保護者の負担軽減などがございます。この中で市のほうの保護者への負担軽減としましては、今まで月額2,900円だったのですけれども、それが3,300円ということで対応させていただきたいと考えております。

来年度予算は、教育委員会は2億3,000万円増えまして、非常に積極的な予算になると思いますけれども、また、その都度、細かい事業につきましても報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、お願いいたします。

私のほうからいいですか。

就学相談が年6回から10回に増えたということで、非常に利用しやすくなったと思うのですが、10回の結果を出すのはどういう形で。

学校教育課長 今のですけれども、6回から10回というようなことの中で、19年度を少し紹介いたしますが、6回の中、プラス臨時2回やっております。それにつきましても、また20年度につきましても、同様に予算的には6回。そしてまた臨時にやっております。というのは、大変そういった該当者の方が多くなってきており、また要望が多くなってきているというよう

なことから、10回にさせていただきました。

10回につきましては、今年、21年度につきましては、実施方法を変えさせていただきますまして、今まで土曜日を中心に行っていたのですが、平日でも、また夕方でもできるような形で、なるべく速やかに対応できるような形をとってまいりたいということで、10回にさせていただいたところ です。以上です。

委員長 ありがとうございます。
 他にはいかがでしょうか。
 それでは、質疑がないようですので以上で終わらせていただきます。

次に、学校教育課長から「平成20年度監査結果について」、「稲城第二小学校アスベスト撤去工事結果について」の2件をお願いいたします。

学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 まず、大変恐縮ですが、アスベストのほうを先にご報告させていただきたいと思えます。

このアスベストにつきましては、12月の定例会にも報告させていただきました。12月26日から年内に工事を完了しました。そして、二小の工事につきましては、工事前、それから作業中、それから作業後ということで、特に作業後というところでは、1月5日にアスベストの大気中の含有量の検査をいたしました。そういったしましたところ、作業している階段のところからは、0.1%未満というところが基準なのですけれども、数値に出なかったということでございます。ということは、本当にもう微量であったという解釈ができると思えます。

そしてまた、隣接の隣の門扉等があるのですけれども、隣地境、これにつきましても、工事作業中、数値的には問題なかったということでご報告させていただきたいと思えます。

それから、続きまして第1回の定期監査の結果報告ということで、代表監査委員から講評いただいておりますので、抜粋しながらご紹介したいと思えます。

平成20年度第1回定期監査は、教育委員会を監査対象として地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、20年11月14日から21年1月14日ごろまでを予備監査をいたしましたということです。そして、21年1月15日に本監査を実施したということでございます。

その監査の内容でございますけれども、4月1日から10月31日までの財務に関する事務の執行状況、その他これに関連する事務事業が法令に基づいて行っているかどうか。それがまた適正かつ効率的な執行をされているかというような、ある部分では地方自治法に照らし合わせて監査

されたところでございます。その中では、関係諸帳簿というようなところ、それから関係書類の照合、関係職員からの説明、聴取というようなところで監査が行われました。

その結果でございますけれども、監査代表からは法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているものと認められます。というお言葉をいただいております。

ただ、それ以外に特に意を持って対応していただきたい、というところが一つございまして、その中には、事務の関係の監査をやったところ、出張命令簿ですとか、そういった中の印鑑押印が抜けている部分があるというようなところでは、これは基本部分ですので、当然ながら押して当たり前のものが押されてなかったという点の、ご指摘をいただいているところでございます。

学校関係でいただいているのは、毒物・劇物の関係のところ、特に毒物・劇物では1校においては簿冊がしっかり管理されていなかったというような点が一つございます。

また、薬品保管室の鍵の保管が、鍵をかける場所のすぐ横に鍵が置いてあったということで、鍵が何のためにあるのかということでご指摘いただいております。

それから、文書の発送関係ということでは、購入済みの台帳と一緒に、綴ってあったというところをご指摘いただいたところでございます。

小・中学校の交際費というようなところでは、4月ですと、行事などがありますので、4月になるべく早く出せるような体制をとってほしいというようなところがございました。

それから、指導室等を見てもみますと、これは事務处理的なもので、交付請求書の関係や、交付決定の関係ということで、前後して先にお金を出してしまったというようなところがございました。

また、セーフティーネットの指導員が、安全指導業務に対応させるというようなところの中では、学校教育以外の対応をしているということが、日誌を見てわかったということが、ご指摘されているところでございます。

教育相談所におきましては、備品に貼ってある備品シールの番号で、同じ備品番号があったりという、これについては教育相談所だけではなくて、他のところにも見受けられたということでございます。

それから、パソコン等、リースの関係なのですけれども、本来4月に支払うものが、3カ月、4カ月も間を置いて支払った経緯があったというようなところがございます。

その他に、いわば出張だとかそういったものについては、例月締めるのですけれども、それが例月に金銭の締めがされていなかったということですので。まとめて請求はおかしいのではないかとということがございました。

それから、5万円以下の、担当課契約でできるものでも、そ

の見積書が、ファックスの見積書であったということがあります。本来ですと、判がついたものが見積書として扱われます、というところがございます。

その他、所帯の大きいところでは、館長の判が押されていないくて、例えば文化センターであれば、中央文化センター課以外のところで、判について、館長の了承印をもらっていないところ、今回の定期監査の中で、特に意を持って対応していただきたいと言われているところがございます。

すべて対応は速やかにさせていただいたところですが、特に意を持って行わなければならない毒物・劇物の関係、これにつきましては、校長会または副校長会のほうにしっかりと指導をさせていただいております。特に、鍵が壊れていたというところもございまして、それについては大至急、修繕するというところで、その修繕については、昨年中に終わっているところがございます。

また、毒物・劇物の関係で、今までは担当の理科の先生ですとか、そういう方が担当していたのですが、その他に副校長に責任を持たせるようなところで、そういった了解を副校長会の中でいただいているところがございます。

そして、この場をお借りしまして、ご紹介させていただきたいと思うのですが、学区変更の関係ですが、2月13日時点の学区変更の関係でご紹介したいのが、一小から七小、今のA地区だったのですが、一小学区の子童が七小学区へ、9人の方が新たに従前の中で移ったということでございます。それとあともう一方は、在校生ということの中で、同じく一小から七小へ、計10人の方が移ったということでございます。もう申請は締め切っておりますので、全体で10名ということになると思います。

それからもう一つ、七小から四小学区ということに今度変わったのですが、D地区ということなのですが、七小から四小学区の中では、新一年生が、3人の方が七小学区の方が新しい学区、四小へ移った。それからもう一つ、在校生が同じく七小から四小学区ということで、全体で4人の方がそちらに移りましたということでございます。

同じくE地区、一番神奈川県境に近いところがございますけれども、新一年生が七小から四小へといったところの中で4人、在校生はゼロでした。新一年生が4人移ったということで、そういう点では今回皆様のご協力をいただき行いました学区変更、これにつきましては問題なく、こういった成果が上がったというところがあるのではないかと思います。

委員長 ありがとうございました。

 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

中田委員。

中田委員 セーフティー指導員が学校教育以外のことをしていたということは、どんなことをしていたのかというのを、差し支えなければお聞きしたいのと、速やかに対応が行われたということなのですけれども、実際に、それは監査役の方からフォローアップがあるのか、それともこちらで何らかのチェックがされているのか。しっかりと対応されたのかというのは、どのように確認をとるのかということをお聞きしたいのですが。

委員長 はい、よろしく申し上げます。
指導室長。

指導室長 セーフティー指導員の件でございますけれども、学校教育以外の対応といたしますのは、具体的には保育園、幼稚園のセーフティー教室のほうにも、セーフティー指導員が指導をするというような場面がございました。基本的には義務教育の範囲でということでありましたが、そんな要請もあっての対応をしていたということで、今後は改めてまいりたいと考えているところでございます。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 それと、どのような対応をしたのかというところですが、この監査の流れからいきますと、監査で質問事項、それから、先ほど申し上げました特に意を用いなければならない事項ということで、事前に私ども各事前審査の中で、各課に配布されます。それに基づきまして、各課においては、どのような要因があつて、このようになったのか、そして今後についてどうするのかというようなことを、文書で必ず報告させていただき、その文書に基づいて監査委員が確認しているということでございます。

例えば、先ほどの毒物・劇物の関係では、監査終了後、嚴重に学校長に注意したなどそういうことを、ここに書かせていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長 教育長。

教育長 なぜその予定外のことをしたのかというそのきっかけは、学校連絡協議会で、メンバーの松島さんから、そのようないいことをやっているのなら、ぜひ幼稚園にもそれをやってもらえないか、あるいは保育園にも

やってもらえないかということが出され、たまたま本人からすれば時間があいているところを利用して、サービスというような意思で、好意そのものであったのです。ただ、監査というのは、契約がこうなっている、ではその時間の中で、あるいはその中の仕事だったらまだいいけれども、それを外してまでもそのようなことをやらせたのかということにつながってまいりますので、道義上のエリアである、規定的な視点からの指摘でございましたので、やっていることが間違っているということではなくて、契約の時間外だったというところから、そういうことは是正すべきだという、指摘があったというところがございます。

委員長 よろしいですか。他にはいかがですか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。次に、「野沢温泉村宿泊体験学習（中学校）について」、「教員の服務事故について」の2件を指導室長よりお願いいたします。

指導室長 野沢温泉村の体験学習についてご報告を申し上げます。

中学校1年生でございますけれども、1月20日火曜日から2月6日金曜日まで2校ずつ3期に分けて、それぞれ3泊4日で実施しております。期間中は大きなけがはありませんでしたが、インフルエンザのために早目に帰った生徒が2校で4名、同じくインフルエンザのため遅れて参加した生徒1名がございました。

宿泊体験学習では、到着した日の午後に、コーンといたしまして、国家試験の自然体験のプロのインストラクターでございますけれども、コーンの指導で、この方々はまた宿のオーナーでもございますが、夏のトレッキングをしたブナ林の中をスノーシューで歩く体験をいたしました。

それから、2日目、3日目には、オリンピック選手を多数輩出しているスキークラブ会員のインストラクターの指導によるスキー体験を行いました。そして、最終日には村の方々との交流ということで、そり遊び、雪像の創作、それから雪合戦や餅つき大会などを行っております。

昨年夏の小学校での宿泊に引き続く体験ということで、夏との自然の違いを体感したり、また、野沢の人々とまた一層深くかかわるといようなことで、子どもたちにとって野沢温泉村がさらに親しみのある心のふるさとになったことと思っております。

次に、教員の服務事故について報告をさせていただきます。

本市の教員2名にそれぞれ戒告の処分発令がありました。

1件目は、27歳小学校教員への平成20年12月18日付発令。

2件目は、47歳中学校男性教員への平成21年1月28日付の発令でございます。

いずれも地方公務員法第29条の懲戒の規定による同第33条の信用失墜行為の処分発令でございます。処分があった教員に対しましては、東京都教育委員会での服務研修に加え、自校の管理職による服務研修が義務づけられており、研修を進めているところでございます。

それから、1点加えさせていただきますが、先ほどお手元にお届けさせていただきました、土曜授業についてのリーフレットにつきましては、近日中に訂正事項のところを訂正させていただきます、学校を通じて保護者、地域の関係者の方々に配布をしてまいります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。
稲垣委員。

稲垣委員 野沢温泉村の宿泊体験ですけれども、非常にいろいろな企画をやってくださって、小学校のときに行った場所を、また雪の中でトレッキングをさせていただいて、同じところを歩きながら、夏と冬の違いなどを体験できて、子どもたちにとっても有意義だったと思いますので、野沢温泉村の方も大変だと思いますが、ぜひ今後とも続けてもらいたいと思います。

委員長 他にはいかがでしょうか。
それでは、質疑はないようですので、以上で質疑等を終結いたします。
次に、「南山東部遺跡の平成20年度調査概要について」を、生涯学習課長より説明をお願いします。
よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 大変恐縮ですが、抜粋をお二人に1部ということでお渡ししていますのでご覧ください。

南山東部遺跡につきましては、19年度の試掘調査に続きまして、今年度20年度と、土地区画整理組合より玉川文化財研究所に委託しまして、本調査を実施してまいりましたが、このたび平成20年度の調査が終了いたしました。これは原本でございますが、写真等もついておりますが、これは回覧させていただきます。部数がないので申しわけございませんが、抜粋はお配りさせていただいて、これは回覧をしていただければと思っております。

本調査につきましては、来年度もございますが、今年の方は終了したということで、それは概要報告書という形になります。最終的なものは後に別途出ますが、概要報告書ということでございますので、抜粋をお

配りしまして、小谷田課長補佐のほうから簡単に今年の計画を説明したいと思っています。

ちなみに、6月2日に教育委員さんにはB地区というところを現地ご覧いただいたという経過がございます。

では、課長補佐のほうからご説明させます。よろしく申し上げます。

生涯学習課長補佐 それでは、南山東部遺跡の平成20年度の調査概要につきまして、ご説明したいと思えます。

平成20年度の調査につきましては、20年4月16日より同年12月26日まで実施され、事業区域内のB区、C-1区、I区の3地点の本調査が行われました。3地点の位置関係につきましては、事業区域の東側の丘陵部にB区がありまして、その西側にC-1区、さらにC-1区の西側の逆にI区があるという状況であります。調査面積は合計で約1万2,700平米となっております。

次に、調査によりまして発見されました主な遺構につきましてご説明いたします。配付させていただきました遺構の平面図をご覧いただきたいと思えます。

まず3枚目になりけれども、まずB区からですけれども、B区からは、縄文時代前期から中期の竪穴住居跡5件、それから陥し穴の土坑を96基、それから中世以降と見られる井戸状遺構2構などが発見されております。

次に、C-1区からは、旧石器時代の礫群4基、縄文時代の陥し穴土坑99基、それから古代の竪穴住居跡7件、同期の掘立柱建物跡7棟、近世以降のダミ遺構2基、炭焼き窯1基などが発見されております。これらにつきましては、奈良時代の末ごろが想定されます。このC-1区の住居跡につきましては、谷戸の南側の一番低い位置から7件の竪穴住居跡が発見されております。

続きまして、I区からは、縄文時代の陥し穴の土坑12期、近世以降の溝状遺構2条などが発見されております。

出土遺物につきましては、縄文時代の土器と石器計12箱、それから旧石器時代の礫群、礫等155点、古代の土器8箱、近世以降の陶磁器類などが出土しております。出土遺物の量は全体的に大変少ないという状況であります。

今後、出土遺物の整理作業が実施されることにより、各時期の遺構や遺物の年代等が精査され、さらに正式な発掘調査報告書が発行されるという予定になっております。

今回の発掘調査によりまして、縄文時代の竪穴住居跡の確認、奈良時代末の小規模な集落跡の発見などの情報を得ることができました。また、全体的に見ますと、稻城周辺の多摩丘陵の地域と比べ、普遍的に発見されるものが多く見られ、文化財としては重要なものでありますが、保存を検討するような特別に貴重なものではない、というように考えており

ます。

なお、調査の途中で、東京都教育委員会の職員の視察、稲城市文化財保護審議会の委員の見学を実施しております。また、B地区につきましては、教育委員の皆さまにも見学していただいたところであります。

以上であります。

委員長 ありがとうございました。
 はい、生涯学習課長、どうぞ。

生涯学習課長 B区につきましては、一度私も全員協議会のごときにご説明させていただいていますが、Jという数字がある、J-1、J-2、J-3、これは竪穴住居でございます。C区につきましては、今申し上げた竪穴住居跡というのは、四角くなって、Hで書いてあります。それで、図面の一番下のH-4とかH-7は時代が違って少し重なっておりますけれども、これはそれぞれ別のものであるという形になります。

掘立柱の建物というのは、先ほど説明いたしましたのは、建物の建つという字です。真ん中1、2建とか3建とか、5、6、7建とか書いてあるところに掘立柱があるというようなところが大きいところです。

この原本につきましては、私ども生涯学習課のほうで保存をさせていただきまして、窓口で閲覧させていただくという形になっております。もし、また詳しい内容が必要な場合は別途言っていただければと思っております。以上でございます。

委員長 以上でよろしいですか。説明が終わりました。
 質疑等ございましたら、お願いいたします。非常にわかりやすく説明をいただいておりますけれども。
 中田委員。

中田委員 これは、実際に特段に保護をするというものが見つからなかったというお話だったのですけれども、実際にこの写真を見せていただくと、昔ここに人が住んでいたことがわかって、一般の子どもたちが見てもそれなりに感じるものがあるのではないかと思ったのですが、これを実際に一般の人たちが見ようとしたら、どうやったら見られるのでしょうか。手続というようなものがあるのでしょうか。可能なのかどうかというところをお聞かせください。

委員長 今の現状を聞きたいということですね。

中田委員 はい。

委員長 生涯学習課長補佐、お願いいたします。

生涯学習課長補佐 現在、平成20年度の調査が平成20年12月26日に終了しまして、現在は遺跡の場所につきましてはもう工事が始まっているという状況にあり、一部はもう埋め戻したり削ったりしておりますので、現在の状況で見学するという事は困難です。

生涯学習課長 今申しましたとおり、現状では見えないということですが、ある団体さんをご希望があるということで一部見せたという経過がございます。ただ、現在は、もう資料収集して、学術的にも調べ終わったということで、うちのほうの作業としては終わっていると。速やかにうちの範疇を離れて、組合さんのほうで工事に入っているというのが現状でございます。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがですか。
稲垣委員。

稲垣委員 工事との関係でいろいろあると思うのですが、例えばどこか一つくらいその住居の跡が残っている部分が、空き地の公園ですとか、そのような部分に計画の中に入っているというようなところはないのですか。すべてもう解体しなければならないのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 多摩ニュータウン等でも、ここで発見される以上のものが発見されてきても、基本的に稲城の中では残っているところはないということです。普通、多摩市の埋蔵文化財センターで見るとは一部できますけれども、それは現状を受けた形になって残しているという形でございます。

委員長 稲城の中では特になんかということですね。
他にはいかがですか。
それでは、質疑等はないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午後2時45分)